

特別定額給付金事業

総務課

30億3,711万円

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、市民の家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給します。

【主な経費】

- 特別定額給付金・・・・・・・・・・30億円
- 事務費等・・・・・・・・・・3,711万円

支給額

市民1人につき10万円

支給対象

住民基本台帳に記録されている方
(基準日：令和2年4月27日)

民生費

高齢者生活支援事業

福祉課

2,317万円

在宅の高齢者や心身の不自由な方が安心して自立した生活を継続できるよう日常生活の軽易な支援を行います。

【主な経費】

- ちよこつとサービス・・・・・・・・・・384万円
- 食の自立支援・・・・・・・・・・1,740万円
- 軽度生活支援（ホームヘルプサービス）・・・・・・・・14万円
- 外出支援・・・・・・・・・・59万円
- 紙おむつ費支援・・・・・・・・・・120万円

高齢者移動費助成事業

福祉課

1,000万円

在宅で生活する75歳以上の高齢者に対して、外出機会の拡大と社会参加の促進を図り、閉じこもり及び心身機能の低下を抑止し、もって高齢者福祉の向上に資することを目的として、市が指定したタクシーやバス、渡海船で利用できる利用券を交付します。

- 【主な経費】 ●高齢者移動費助成・・・・・・・・・・888万円

対馬市高齢者移動費助成事業

【対象者及び助成内容】

- 昭和20年4月2日までに生まれた75歳以上の在宅高齢者に、市が指定した市内を運送するタクシーやバス、市営渡海船で利用できる利用券を交付します。ただし、障害者移動支援や外出支援サービスを利用している方、生活保護世帯に属している方は対象外です。
- 利用券は1枚500円の10枚つづりで、毎年度一人につき1冊(5,000円分)を交付します。

【申請手続き方法】

- 本人申請…印鑑と身元証明できるもの(保険者証など)を持参ください。
- 代理申請…本人の印鑑と身元証明を持参の上、代理人の身元が確認できる保険証、運転免許証等の提示が必要です。

【利用できる交通機関】



(株)対馬交通



タクシー(福祉有償運送含む)



地域コミュニティバス



市営渡海船

【利用券の見本】

(表) 利用券はオレンジ色です。

対馬市高齢者移動費助成事業 利用券	
利用券番号	第 号
助成額	500円
有効期間	令和3年3月31日まで
発行者 対馬市長 印	

(裏)

注意事項	
1.	扉裏や下船時に料金の支払いに利用する券を乗務員にお渡しください。
2.	利用料金と助成額との差額は、現金でお支払いください。
3.	利用料金が500円未満で差額が生じても、おつりはありません。
4.	施設に入所したとき、又は対馬市の住居でなくなったときは、この利用券を市に返還してください。

【申請場所】

福祉保険部福祉課
上対馬振興部住民生活課
美津島行政サービスセンター
峰行政サービスセンター
南福祉保健センター
上県行政サービスセンター
豆岐窓口センター
佐須窓口センター
佐賀窓口センター
仁田窓口センター
の各窓口で申請して、利用券をお受け取りください。

《お問い合わせ先》福祉課 ☎0920-58-1119 (IP電話 358-1119)

シルバー人材センターの拡大による高齢者の生きがいの創出、地域社会への貢献を目指して、対馬市全域で事業を展開します。

【主な経費】

- 運営費補助金・・・・・・・・・・642万円

令和2年度以降の対馬市シルバー人材センターの事業拡大について

◎令和2年度

○センター拠点の活動計画

市より職員（再任用者）2名、嘱託職員2名を配置し、各地区拠点（下地区・中地区・上地区）において受託作業の拡大を図ります。

◎今後の計画

- ①登録人員の確保・拡大を図ります。
- ②独立した運営ができる体制を整えます。



障害者、乳幼児、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対し、医療費の一部を助成します。

【主な経費】

- 障害者医療費助成・・・・・・・・・・6,000万円
- 乳幼児医療費助成・・・・・・・・・・3,014万円
- 母子家庭医療費助成・・・・・・・・・・800万円
- 寡婦医療費助成・・・・・・・・・・30万円
- 父子家庭医療費助成・・・・・・・・・・100万円
- こども医療費助成・・・・・・・・・・3,300万円



生活困窮世帯の子どもの学習支援事業

保護課

629万円

経済的に困窮する世帯の子どもの学習支援や生活支援を行い、学力向上による進学促進や子どもの居場所提供による父母の就労促進など、子どもの自立や世帯の困窮脱却の支援を行います。

【主な経費】

- 学習塾・学童保育等助成費・・・・・・・・・・619万円
- 通所交通費・・・・・・・・・・10万円

子どもの学力向上、居場所づくりを支援します！



- 事業主体
学習塾や学童保育等を営む個人並びに法人
- 事業内容
交付の要件を満たした学習塾や学童保育等を利用しようとする子どもの利用費や通所交通費を助成します。



- 助成要件
 - ①経済的・社会的に困窮した世帯（母子・父子世帯、障害者世帯、不就労世帯等）の子どもであること。
 - ②福祉事務所の相談支援員による面談を受けてもらうこと。
- 助成限度額
 - 利用費（月謝）：10,000円／月
 - 通所交通費：5,000円／月
- 助成方法
 - 利用費（月謝）は、通所先の事業者に直接支払う方法で支給
 - 通所交通費は、領収書により精算払いで支給

《お問い合わせ先》福祉事務所 相談窓口 ☎0920-58-7456

子育て応援住宅支援事業

こども未来課

250万円

市民が安心して子どもを産み育てることができる居住環境を整備するため、子育てを応援する団体等と連携し、子育て世帯や3世代同居又は近居のための住宅取得又はリフォームについて支援します。

【主な経費】

- 子育て応援住宅支援事業補助金・・・・・・・・・・250万円（1件の上限額50万円）



子育て支援事業

こども未来課

9億1,653万円

安心して子育てができるように、子どもの成長に合わせたサービス提供を行います。

【主な経費】

- 認可保育所運営費・・・・・・・・・・3億3,903万円
- 放課後児童健全育成事業委託料・・・・・・・・・・6,257万円
- へき地保育所運営費・・・・・・・・・・9,636万円
- 地域子育て支援センター運営委託料・・・・・・・・・・4,627万円
- 私立保育所運営費・・・・・・・・・・3億7,229万円



子ども夢づくり基金事業

こども未来課

3,239万円

子ども夢づくり基金を活用し、市内の学校に在学する児童生徒の文化・体験・国際交流及び地域間交流活動・スポーツ活動・就学活動に要する経費を支援します。

【主な経費】

- スポーツ及び文化活動振興費 2,750万円
- 地域間交流及び国際交流活動振興費 197万円
- 体験学習振興費 25万円
- 就学支援事業費 267万円



子育て世帯臨時特別給付金

こども未来課

4,100万円

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

【主な経費】

- 子育て世帯臨時特別給付金 3,760万円
- システム改修委託料 169万円

支給額

対象児童1人につき1万円

支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者

対象児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童

衛生費

健康増進事業

いきいき健康課

6,941万円

市民の健康寿命の延伸に向け、健康相談・健康教室・がん検診等健康増進事業の推進を図ります。がん検診の受診者数の向上を図り、がんの早期発見に努めます。

【主な経費】

- 後期高齢者等健診委託料 509万円
- 各種がん検診委託料 6,009万円
- 骨密度測定検査委託料 49万円
- 肝炎検査委託料 68万円
- 腹部超音波検査委託料 293万円
- ヘリコバクター・ピロリ菌抗体検査委託料 13万円



妊婦健康診査支援事業

いきいき健康課

2,065万円

妊婦の健康の保持及び増進を図るため健康診査を実施し、その費用を助成することにより保護者の経済的負担の軽減と健康管理の向上を図ります。

【主な経費】

- 妊婦健康診査委託料 2,015万円
- 妊婦健康診査費助成 50万円

